

さが農村ビジネス総合支援事業に関する一問一答（R7.4.1）

【共通】

問1 事業実施主体となるための農林漁業者の要件はなにか。

答) 農業者：経営耕地面積（※）が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上。ただし、以下の経営の場合の基準は以下のとおりとする。

露地野菜：15a 施設野菜：350 m² 果樹：10a 露地花き：10a 施設花き：250 m²

搾乳牛：1 頭 肥育牛：1 頭 豚：15 頭 採卵鶏：150 羽 ブロイラー：1,000 羽（年間）

林業者：保有林面積が 3ha 以上又は林産物販売金額が 50 万円以上

漁業者：海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行い、かつ水産物販売金額が 50 万円以上

（※）経営耕地面積＝所有地（田・畑・樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

問2 複数の事業区分を同年に申込むことは可能か。

答) 複数の事業区分を同時に実施することで、事業効果が高まる場合には、実効性のある計画を立て、同時に実行する理由も含め、申請してください。

問3 加工関係の事業実施主体に、漁業者及び漁業協同組合が対象とならないのはなぜか。

答) 漁業者及び漁業協同組合が水産物を使って加工に取り組む場合は、県水産課で所管している「複合経営等漁家経営改善支援事業」の対象となっているため、本事業では対象としていません。

漁業者及び漁業協同組合が加工に取り組む場合は、県水産課所管の事業をご活用ください。

問4 県内在住の農林漁業者が隣接する県外に所有する農地や果樹園で観光農園を開設する場合や農林漁家レストランを併設する場合、対象になるのか。

答) 支援は原則、属人主義とし、事業に取り組もうとする農林漁業者が佐賀県内に所在している（住民票に記載の住所が佐賀県内である）場合は、対象とします。

ただし、住民票に記載している住所が佐賀県内であっても、居住地が佐賀県外である場合は対象としません。

問5 さが食・農・むらサポーターへの登録がなぜ採択要件になっているのか。

答) 県では、消費者が「さが農村の情報を知る」場として、平成 28 年度にホームページ

「さが農村ひろば」を開設し、本県の農村地域の様々な情報を集約して提供しています。

本事業で取り組まれる内容については、消費者の方に、佐賀県の農業・農村を知ってもらううえで重要な情報だと考えていますので、「さが農村ひろば」で情報提供を行うこととしています。

このため、このホームページのブログに投稿できる、さが食・農・むらサポーターへの登録を要件としているところです。

問6 申請時に提出しなければならない書類はなにか。

答) さが農村ビジネス総合支援事業実施要領に定める、申請書(様式第1号)、事業実施計画書(別紙A)、誓約書(別紙B、C)、さが食・農・むらサポーターに登録したことが確認できる書類は、事業実施主体・事業区分にかかわらず提出しなければなりません。

推進対策では、事業実施主体(個人、法人、任意団体等)ごとに要件を満たすことが確認できる書類や事業費の根拠となる書類(見積書、図面など)。整備対策では、加えて、3カ年の収支計画、規模決定計算書、過去3カ年分の経営状況がわかるもの(決算書等)などが必要となりますので、事前に問い合わせをお願いします。

問7 「衛生管理計画書を作成することが確実と見込めること」が採択要件となっているが、どのような場合、作成する必要があるのか。

答) 食品衛生法の改正に伴い、全ての食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理が制度化され、2021年6月1日より完全施行となります。これにより、食品の製造・加工、調理、販売等を行う場合、「一般的な衛生管理」及び「HACCP に沿った衛生管理」に関する基準に基づき、衛生管理計画書を作成しなければなりませんので、本事業においても、対象となる取組については、衛生管理計画書を作成することを誓約書で確認し、実施状況報告書とあわせて提出していただきます。

ただし、食品衛生法により対象外となる場合は除きますので、対象となるかは所轄の保健福祉事務所に確認をお願いします。

【推進対策】

問8 「1. 農村ビジネス創出対策」における対象となる取組はなにか。

答) 対象となる取組については以下のとおりです。

- ・自ら生産した農産物を使った新たな加工品の開発
ただし、農産物直売所が取り組む場合は、当該直売所に出荷された佐賀県産農林水産物を使った新たな加工品の開発も対象とします。
- ・商品の販路拡大、商品力強化に向けた取組
- ・農林漁家レストラン、体験・観光農園、農林漁家民宿等の開設に向けた取組
- ・既に開設している農林漁家レストラン、体験・観光農園、農林漁家民宿等の集客力強化に向けた取組
- ・新たに HACCP 認証取得するための取組 等

また、上記取組に必要な以下の経費を対象とします。

- ・新たな加工品やメニューの試作、栄養分析、パッケージ制作等に必要な経費
- ・商談会や研修会等への参加に必要な経費
- ・ホームページ等の開設やPR資材等の制作に必要な経費
- ・専門家による助言等に必要な経費
- ・モニターツアーの実施等に必要な経費
- ・HACCP の認証を受けるために必要な申請、審査等に必要な経費 等

上記以外の取組や対象となる経費の詳細については、事前にご相談ください。

問 9 さが農村ビジネス総合支援事業実施要領に、「同一内容の取組については、補助対象を1年限りとする。」と規定があるが、同一内容を判断する基準はなにか。

また、「2. 農村ビジネスリブランディング対策」では、最大2カ年間取り組めるとされているが、どのような場合に申請できるのか。

答) 同一内容か否かの判断は、取組内容により個別に判断することになりますが、取組手法（内容及び対象）が、前年度の繰り返しではなく、明らかに過去の取組と異なる必要があります。

例えば、農産加工の取組として、前年とは明らかに異なる商品の開発を行う場合は対象としますが、農林漁家民宿や観光農園等の開設のために実施するモニターツアーを1年目と2年目で対象者をかえて実施する場合、2年目は対象となりません。

また、「2. 農村ビジネスリブランディング対策」において、既存商品の再構築のためのブランディングから始めるなど事業期間を複数年実施することで販売拡大・商品力強化につながると判断できるものについては、最大2カ年間事業に取り組めるものとします。

いずれにしろ、事前に御相談ください。

問 10 補助対象外経費（補助対象にならない経費）には、どのようなものがあるか。

答) 以下のような経費は、補助対象経費にはなりません。

- ・事業実施主体の経営や運営のための恒常的経費
- ・事業実施主体に属する講師や専門家、団体等への謝金等
- ・事業実施主体に属する講師や専門家、団体等が請け負う調査・分析費等
- ・県に支払をする許認可に関する経費
- ・パソコン、プリンター、デジタルカメラ、机、椅子等、汎用性の高い事務機器及び事務用品
- ・飲食費、お土産代
- ・領収書の添付が無い支出
- ・振込手数料

その他細かい経費については、事前に御相談ください。

【整備対策】

問 11 「3. 農林漁家レストランの整備」における対象はなにか。

答) 新たに農家レストランを開設するために必要な施設の整備（新設及び取得物件の改修）や既に開設している農林漁家レストランの機能向上のための改修を対象とします。

（機能向上の例）

- ・飲食スペースの拡大（客席数確保のための改修やオープンテラス等の整備）
- ・バリアフリー対応（車いすでも入れるような入口やトイレ等の改修） 等

様々なケースが考えられますので、事前にご相談ください。

なお、既存施設を新しくするだけのものは対象となりません。

問 12 「4. 観光農園、体験施設等の整備」における対象経費はなにか。

答) 対象経費としては、開業するために必要なトイレや手洗い場、休憩小屋の設置、体験施設の建設費等が対象になりますが、施設の更新や道路の補修、駐車場の整備等については、対象外です。

なお、体験施設等の整備にあたっては、新たに取得した中古物件や既存施設の改修も対象としますが、年間を通して真に体験に必要な施設のみを対象とします。(自らの農作業等の休憩室等に利用することはできません。)

問 13 「4. 観光農園、体験施設等の整備」において、収穫体験以外の取組(加工体験等)の施設を整備するための経費は対象となるか。

答) 自ら生産するなど、地元産の農産物を利用した、体験を目的とする施設であれば、対象となります。いずれにしろ、事前に御相談ください。

問 14 「5. 農林漁家民宿の整備」における対象はなにか。

答) 農林漁業体験民宿を行う場合、特に、衛生面、安全面の対策が重要であることから、トイレ、洗面所、浴室、調理場等水回りの改修、安全対策に必要な設備の整備を対象とします。

<対象>

トイレ、洗面所、浴室、調理場の改修

安全対策に必要な経費(防火カーテン、誘導灯、火災報知器等)

<対象外>

物品の購入(エアコン、畳の張り替え、電灯、机、寝具一式、ロッカー等)

問 15 「6. 農産加工関連設備等の整備」において、対象となる経費の判断基準はなにか。

答) 「新たな農林産物の加工品開発」に取り組むために必要な経費を対象としているため、「既存の商品のためだけの整備費」や「加工品の開発と直接関係無い経費」については対象としていません。

なお、受託加工に取り組む場合は、既に自ら(又は組合員が)生産した農林産物を使用した加工に取り組んでいることが前提となります。

また、商品の原材料全てを「自ら生産した農林産物」で賄うことが困難な場合は、

- ・原材料に占める「自ら生産した農林産物」の割合は、目標年度において概ね5割以上であること。(概ね80%とします。)

- ・仕入れる農林産物は、県内産に限る。

を満たす場合に対象とします。

問 16 整備対策(事業区分の3～6)において、補助対象外経費(補助対象にならない経費)には、どのようなものがあるか。

答) 以下のような経費は、補助対象経費にはなりません。

- ・実施主体の経営や運営のための恒常的経費
- ・パソコン、プリンター、デジタルカメラ、机、椅子等、汎用性の高い事務機器及び事務用品
- ・領収書の添付が無い支出
- ・振込手数料

その他細かい経費については、事前に御相談ください。

問 17 実施要領に「5. 農林漁家民宿整備」の採択要件「農林漁業に関する体験等の活動を行うことが確実と見込めること」にある「体験等」とは、具体的にはどのような取組のことか。

答) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第二条に規定する役務を想定しています。詳細は下記のとおりです。

一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ.農作業の体験の指導
- ロ.農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ.地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ.農用地その他の農業資源の案内
- ホ.農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ.前各号に掲げる役務の提供のあっせん

二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ.森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ.林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ.地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ.森林の案内
- ホ.山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ.前各号に掲げる役務の提供のあっせん

三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ.漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ.水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ.地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ.漁場の案内
- ホ.漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ.前各号に掲げる役務の提供のあっせん

問 18 中古物件（古民家等の建物）や既存の所有施設を活用したリノベーションやリフォー

ムは対象となるか。また、その際の「耐用年数」はどのように考えればよいか。

答) 農村ビジネスの推進上、古民家等の物件は農村の魅力を高める価値のあるものと位置づけられ、また既存の所有施設を活用することは事業費の低減を図ることができるため、その活用に必要なリノベーションやリフォームに関する費用は補助対象とします。

その場合の耐用年数の考え方は、中古物件を取得した場合と既存所有施設を活用した場合では異なりますので、ご注意ください。

(1) 中古物件を取得し改修した場合

1) 改修費用が中古資産取得費用の 50%以下の場合(簡便法)

①法定耐用年数の全部を経過したもの: 法定耐用年数×20% = 残存耐用年数

②法定耐用年数の一部を経過したもの:

法定耐用年数－経過年数+ (経過年数×20%) = 残存耐用年数

※上記計算により導き出された算出数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合は2年とする。

2) 改修費用が中古資産取得費用の 50%以上の場合: 法定耐用年数を適用する。

(2) 既存の所有施設を改修した場合

改修を行った施設と種類及び耐用年数を同じくする資産を新たに取得したものとする。

(注) 税理士と相談の上、別の手法で算定した場合は、この限りではない。

(注) 各建物及び機器等の本来の耐用年数については、国税庁ホームページの「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数で確認してください。

問 19 中古資産(加工用機器等)の購入は対象となるのか。また、その際の「耐用年数」はどのように考えればよいか。

答) 中古資産の購入は対象となりますが、状態をよく確認し、少なくとも事業完了後2年間は継続して利用できるものを選択してください。

ただし、法定耐用年数の全部を経過したものは、その価格の適正が担保されないことから、補助対象とすることはできません。

経過年数が法定耐用年数内で、残存耐用年数のあるもののみを補助対象とし、耐用年数は、その残存年数とします。

また、耐用年数期間中に故障等があった場合は、自費での修理を行っていただく必要がありますので、修理に必要な部品等の保有期間等を事前に確認しておくことをお勧めします。

問 20 整備対策において、農林水産物や加工品等を直売するための施設は対象となるのか。

答) 農林水産物や加工品等を直売するための施設の整備は本事業では対象としません。

ただし、農林漁家レストランや観光・体験農園、農林漁家民宿、加工施設を新たに整備する場合において、一部を直売スペースとして活用する場合は、対象とします。

問 21 畜産農家が自家生産した家畜の肉をカットして販売する場合、カットするための施設や

直売するための販売施設は「6. 農産加工関連設備等の整備」の対象となるか。

答) 畜産農家が自家生産した家畜の肉を販売するためには、食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例に基づく営業許可が必要であり、加工と判断できることから、食肉をカットするための施設は対象となります。

また、販売施設については、問 20 にもあるように、単独では対象としませんが、加工施設の一部を直売スペースとして活用する場合は対象とします。

【採択後に必要な書類等に関すること】

問 22 採択された場合、事業費を支出するに当たって必要な書類はなにか。

答) 見積書、納品書、請求書、領収書（または振込用紙の控え）が必要です。

（100 千円以上の場合は、三者以上による見積もり合わせが必要）

「100 千円未満」の消耗品等の購入については、できるだけ、必要書類（見積書、納品書、請求書、領収書）を整備することが望ましいですが、少額の消耗品等をスーパー等で購入した場合は、購入店舗等で発行される「領収書」のみでも認めることにします。

ただし、あて名は「事業実施主体名」とし、領収金額の総額だけでなく、購入した物品の明細がわかるようにしてください。

また、小売店等の「レジ」から発行される感光紙の「領収書」の場合は、保管に際し、領収書とともにコピーを取っておくなど印字が消えないようにして 5 年間保管してください。

問 23 現金ではなく、クレジットカード、ポイントカードを利用して購入した場合の取扱いはどうなるか。

答) クレジットカード、ポイントカードで付与されたポイントは、事業者の利益（収入）と考えられますので、事業に関するものを購入する際は、カードの利用は原則認めません。

ただし、購入、支払い等でクレジットカードを使わざるを得ない場合、誤ってポイントカードを使用した場合は、付与されたポイント換算相当額分を差し引いた金額が補助事業対象となります。また、事業完了日までに引き落とされた経費（証拠書類がある経費）のみが対象となります。

問 24 先進地研修を行った場合は、必ず報告書の作成が必要だが、商談会や展示会などへの参加の場合は必要か。

答) 商談会や展示会でどのような商品を紹介し、どのような反応があったか、どのような成果があったかなど簡単な報告書を作成し、実績報告時に提出してください。

問 25 採択要件にある年 2 回以上の指定ホームページでの情報提供はどのように行うのか。

答) まずは、さが食・農・むらサポーター運営委員会事務局へメールを送ってください。

件名に「さが食・農・むらサポーター登録希望」、メール本文に、氏名又は団体名・代表者名及び登録するメールアドレスを記載し、nousonbiz@pref.saga.lg.jp へ送信してください。

その後、さが食・農・むらサポーター運営委員会事務局（農業経営課）より、登録ページのアドレスと、サポーター登録及びブログ投稿の手順書を送信しますので、手順にしたがい、

登録及びブログ投稿をお願いします。さが食・農・むらサポーターに登録後、ID、パスワード、投稿方法等を運営事務局よりメールにてご案内します。

【その他】

問 26 「ジビエ」、「山菜」、「タケノコ」については、推進対策の「1 農村ビジネス創出
対策」及び整備対策の「6 農産加工関連設備等の整備」の対象となるか。

答) 「ジビエ」、「山菜」、「タケノコ」等の農村地域にある資源を活用し、6次産業化に取り組むことは、地域の活性化、所得向上等の面から有効であると考えられるため、対象とすることとしています。

ただし、本人及び組合員が収穫・捕獲等を行ったものを対象とします。